

様

保有個人データの利用停止等の通知

静岡県自動車学校

当教習所が所有するあなたが識別される保有個人データの利用停止等の申し出について、個人情報保護法第30条第5項に基づき、次のとおり通知します。

| | |
|--|-------------------|
| 請求に対する対応 | 1 利用停止等の請求に応じます。 |
| | 2 利用停止等の請求に応じません。 |
| <p>1 請求に応じる場合、その利用停止等の内容</p> <p>(1) 利用停止等の内容</p> <p><input type="checkbox"/> 利用停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第三者への提供の停止</p> <p>(2) 利用停止等の後の当教習所所有のあなたの保有個人データ (該当するもののみ記入)</p> <p><input type="radio"/> 利用停止の場合</p> <p>・利用停止した内容</p> <p><input type="radio"/> 消去の場合</p> <p>年 月 日、次のように消去しました。</p> <p>・消去の内容</p> <p><input type="radio"/> 第三者への提供の停止の場合</p> <p>・第三者への提供を停止した内容</p> <p><input type="radio"/> これらに代わるべき措置をとった場合、その内容</p> <p><input type="radio"/> 利用停止等の請求に応じない理由</p> | |

記載要領 1 利用停止等とは、保有個人データの利用停止、消去、又は第三者への提供の停止をいいます。

2 利用停止等の請求に応じない場合には、その理由については必ずしも説明する義務はありません。